

県南広域振興局長告示第 96 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
一関訪問看護ステーション	一関市中央町二丁目 3 番 18 号	一関市山目町三丁目 5 番 8 号	平成 20 年 4 月 1 日